

# 青森県特別保証融資制度(未来を変える挑戦資金)

## 1 概要

創業や新商品開発、雇用の創出など、県が推進する取組みを行う中小企業者を支援する制度です。

## 2 制度内容

### (1) 融資対象

県内に事業所を有する中小企業者(中小企業者として創業する者を含む。)で、次のいずれかに該当する事業を行うもの

- ①県内で中小企業者として創業する(創業後5年未満の中小企業者を含む。)事業
- ②県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に属する事業
- ③空き店舗活用による地域商店街活性化への取組(市町村の認定を受けたもの。)
- ④環境認証取得または省エネルギー診断を受けた企業が行う省エネ設備の導入等
- ⑤法令等に基づく認定または国や県等による補助等の採択を受けた事業
- ⑥新分野進出を図る取組
- ⑦新商品、新役務または新技術等の開発及び事業化を行うための取組
- ⑧再生可能エネルギー(風力、太陽光など)発電設備の導入に係る事業(エネルギー対策保証によるものに限る。)
- ⑨再生可能エネルギー(風力、太陽光など)発電設備の導入に係る事業(エネルギー対策保証以外の保証によるものに限る。)
- ⑩雇用創出枠  
常時使用する従業員を新たに2人(常時使用する従業員が新規学卒者、障がい者、中高年非自発的離職者、震災離職者及び緊急雇用創出対策事業に係る雇用契約の対象者である場合は1人)以上雇用する計画を有する事業
- ⑪金融機関提案枠  
地方創生又は地域密着に資するものとして、各取扱金融機関が提案し、県が承認した事業

### (2) 融資限度額

- 上記①～⑦、⑩～⑪は 1億円
- 上記⑧は 2億円
- 上記⑨は 2.8億円

### (3) 融資期間(うち据置期間)

- 運転資金 10年以内(2年以内)
- 設備資金 15年以内(3年以内) ※上記⑧は設備資金のみ

### (4) 融資利率

0.9%(条件により0.5%または0.7%)

※上記③については、弘前市内での取組みに限り、一部利子補給あり

(次頁に続く)

### (5)保証料率

原則年0.45～1.90%

※上記①、②、④～⑨、⑪については県による一部保証料補助あり

上記①、③、⑩については、弘前市内での取り組みに限り、市による一部保証料補助あり

### 3 問い合わせ先

○融資制度に関すること

青森県商工労働部商工政策課商工金融グループ TEL 017-734-9368

○保証料に関すること

青森県信用保証協会業務課 TEL 017-723-1354

○保証料補助及び利子補給に関すること

弘前市商工振興部商工政策課商業振興係 TEL 0172-35-1135(直通)